

日朝平壤宣言（2002. 9. 17）の国際法上の意義

Japan-DPRK's Pyongyang Joint Declaration (2002. 9. 17) and International Law

稲原 泰平

Yasuhei Inahara

〈目 次〉

- 【Ⅰ】事実の概要
- 【Ⅱ】国際法上の問題点
 - (1) 形式上の問題点
 - (2) 内容上の問題点
- 【Ⅲ】結語

【Ⅰ】事実の概要

2002年9月17日、日本国の小泉純一郎首相は朝鮮民主主義人民共和国 Democratic People's Republic of Korea : DPRK⁽¹⁾を訪問し、同国防務委員長金正日 Kim Jong Il (1942. 2. 16～)と会談した。会談後、両名は以下の4項目にわたる日朝平壤宣言(日本語とハングルが共に正文)に署名した。

“1. 双方は、この宣言に示された精神および基本原則に従い、国交正常化を早期に実現させるため、あらゆる努力を傾注することとし、そのため2002年10月中旬に日朝国交正常化交渉⁽²⁾を再開することとした。双方は、相互の信頼関係に基づき、国交正常化の実現に至る過程においても、日朝間に存在する諸問題に誠意を持って取り組む強い決意を表明した。

2. 日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からの詫びの気持ちを表明した。双方は、日本側が朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を

支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施されることが、この宣言の精神に合致するとの基本認識の下、国交正常化交渉において、経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした。双方は、国交正常化を実現するに当たっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国およびその国民のすべての財産および請求権を相互に放棄するとの基本原則⁽³⁾に従い、国交正常化交渉において之を具体的に協議することとした。双方は、在日朝鮮人の地位に関する問題および文化財の問題については、国交正常化交渉において誠実に協議することとした。

3. 双方は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動を執らないことを確認した。また、日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題⁽⁴⁾については、朝鮮民主主義人民共和国側は、日朝が不正常な関係にある中で生じたこのような遺憾な問題が今後再び生じることがないように適切な措置をとることを確認した。

4. 双方は、北東アジア地域の平和と安定を維持、強化するため、互いに協力していくことを確認した。双方は、この地域の関係各国の間に、相互の信頼に基づく協力関係が構築されることの重要性を確認するとともに、この地域の関係国間の関係が正常化されるにつれ、地域の信頼醸成

(1) 2002年12月現在、世界に201の国家が存在する。日本は199カ国と国交を開通しているが、唯一、朝鮮民主主義人民共和国 DPRK とのみ、いまだ正式の外交関係を開設していない。しかし、政経分離原則に基づき民間の貿易は行われており1998年以降日本の輸入超過が続いている。ちなみに2001年度の日本の対 DPRK 輸出は171.7億円であり、輸入は266.1億円であった。日本の対 DPRK 主要輸出品は繊維製品(30%)、輸送機器(21%)、電気機器(14%)、機械類(12%)などであり、主要輸入品は魚介類(47%)、繊維製

品(30%)、鉱産物(10%)、電気機器(7%)などであった。See, http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/data/html

(2) 1990年9月24日、金丸信(当時は自民党元副総理、生没1914-96)と田辺(当時は社会党副委員長)が訪朝し、26日、金丸は金日成主席と会談し国交正常化交渉の開始を合意した。この合意に基づき1991年1月30-31日の第1回本会談(於 平壤)以来、11回の本会談が開催されていた。See, *ibid.*

を図るための枠組みを整備していくことが重要であるとの認識を一にした。双方は、朝鮮半島の核問題⁽⁵⁾の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。また、双方は、核問題およびミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認した。朝鮮民主主義人民共和国側は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明した。双方は安全保障にかかわる問題について協議を行っていくこととした。”

同宣言第1項に基づき、日朝国交正常化交渉本会談が2年ぶりに同年10月29日および30日、マレーシアのクアラルンプールで再開された。しかし、1991年1月30～31日（於 平壤）の第1回本会談から数えて12回目となる今回の会談も、“拉致問題を日朝間の諸懸案の最優先事項として取り上げる”⁽⁶⁾日本と、拉致問題は政治的に解決したとする朝鮮民主主義人民共和国との立場の隔たりは大きく、交渉は再び暗礁に乗り上げた。

【II】国際法上の問題点

日朝平壤宣言（2002. 9. 17）についてはその形式および内容の両面から検討する必要がある。

（1）形式上の問題点

日本も朝鮮民主主義人民共和国も相互に国家承認 recognition of state をしていない。国家承認が前提となって外交関係開設の合意がされる。日本は朝鮮民主主義人民共和国以外のすべての国家と外交関係を開設している。朝鮮民主主義人民共和国も1991年に韓国と国連同時加盟を果たした後、積極的な外交を展開し、すでに157カ国と外交関係を開設しており、その中には特にEU加盟15カ国のうちフランスとアイルランドを除く13カ国が含まれており（2002年12月現在）⁽⁷⁾、国際社会での比重は急速に高まっている。日本はこのような朝鮮民主主義人民共和国との国交を開設すべき時期が迫っているとの認識の下に、今回の日朝平壤宣言に署名したのである。しかし、お互いに国家承認をせず、したがって国際法主体として認めていない国家相互間で国際法的文書に署名することは法理的に説

(3) 第2次大戦の平和条約では、戦時中に相手国の戦争法違反の行為によって自国民がこうむった損害について政府が国民に代わって相手国に対する損害賠償請求権を相互に放棄した。例えば、日本が連合国55カ国中47カ国と結んだサンフランシスコ講和条約 Treaty of Peace with Japan (subscribed 1951. 9. 8, entering into force 1952. 4. 28) § 19 や日ソ共同宣言（1956. 10. 9 署名, 1956. 12. 12 発効）§ 6 を見よ。之は、第1次大戦の敗戦国ドイツに莫大な損害賠償を課したために反ってドイツの反感を買って同国が第2次大戦に突入するきっかけを作ってしまったことに対する反省からである。また、サンフランシスコ講和条約では、明治維新以降に日本が取得した海外領土は朝鮮半島を含めすべてが放棄させられており（§ 2～3）、連合国は明治維新以降の日本の海外進出をすべて侵略と認識していたことがわかる。このような1910年以降の日本による違法な朝鮮半島支配が終了した後に成立した韓国との間で1965年に日韓基本関係条約が結ばれ外交および領事関係が開設された。この条約には賠償請求権相互放棄条項は入っていないが、その趣意は日韓は政治経済体制が同質で過去に戦争状態に無かったとする認識があるからであろう。之に対して、朝鮮民主主義人民共和国は抗日武装闘争を指導した金日成（1912～94）によって1948年創設され、中共の支援を得て朝鮮戦争（1950～53）を戦い、日韓とは政治経済体制を異にする国家体制を築いてきた。韓国の場合以上に、戦後処理の性格が国交正常化交渉の性格を規定することになろう。その意味で、サンフランシスコ講和条約の基本原則であった自国民の相手国政府に対する損害賠償請求権を政府が代わって相互に放棄するとの原則は日朝国交正常化の前提たる地位を認められたわけである。

(4) いわゆる拉致問題を指しているが、本稿の対象にはしない。

(5) 1992年1月20日、ソウルと平壤で同時に『朝鮮半島の非

核化に関する南北朝鮮の共同宣言』（1992年2月19日）が署名された。同宣言では、“1. 南と北は、核兵器を実験せず、製造せず、生産せず、受領せず、保有せず、貯蔵せず、配備せず、使用しない。2. 南と北は、原子力を専ら平和的目的のためにのみ利用する。3. 南と北は、核再処理施設及びウラン濃縮施設を保有しない”と宣言し査察の手続も定めていた。また、1994年10月21日、ジュネーブで署名された『米朝枠組合意』は、北朝鮮の黒鉛減速炉と関連施設を軽水炉（LWR）発電施設に転換するための協力を定めているが、同時に“Ⅲ双方は、比較の朝鮮半島における平和と安全のために協力する。(1) 米国は北朝鮮に対して、米国が核兵器による威嚇や核兵器の使用を行わないという正式な保障を与える。(2) 北朝鮮は、朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言を履行するため不断に措置を講ずる。(3) この枠組合意は南北対話を促進する環境の情勢に役立つので、北朝鮮は南北対話を行う”（下線筆者）とも宣言していた。藤田・浅田共編『軍縮条約・資料集〔第2版〕』有信堂刊1997, pp.322, 109.

(6) 小泉訪朝後の9月20日、日本の政府は「日朝国交正常化に関する関係閣僚会議」（内閣総理大臣以外の主要閣僚を中心に17名で構成、内閣官房長官が主宰、随時開催）の設置を決めた（閣議口頭了解）。会議は10月9日、「日朝国交正常化交渉に関する基本方針」を決定したが、その趣旨は“拉致問題を日朝間の諸懸案の最優先事項として取り上げる”点にあり、その後の日朝国交正常化交渉のプロセスを自ら狭める結果になってしまった。See, <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nittyo/konkyo./html>, <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nittyo/kettei/021009kihon.html>

(7) この情報取得について外務省北東アジア局坂田氏に感謝する。

明がつくことであろうか？国家承認⁽⁸⁾（または政府承認）を前提としてのみ交渉とその成果としての文書の国際法的有効性が承認されると考えるべきではないのか？尤も、こうした疑問に対しては、“政治的に重要な条約で無ければ、つまり事務的な取極であれば、未承認国家間でも締結は可能であり、それが国家実行 state practice でもある”と説明されてきた⁽⁹⁾。しかし、日朝平壤宣言の内容は、後述するとおり、日本がロシア連邦や韓国、そして中華人民共和国と外交関係を開設する際に締結した諸文書⁽¹⁰⁾と同等の政治的重要性を持っており、単なる手続的・事務的文書とみなすことはできない⁽¹¹⁾。つまり、日本は国際法上無の存在ないし事実上の国家 de facto country としての朝鮮民主主義人民共和国と事務的取極を締結したのではなく、すでに客観的に認知されている国際法主体たる朝鮮民主主義人民共和国と実質的合意を結んだと観るべきである。

それでは朝鮮民主主義人民共和国はどのような国際法上の地位を保有しているのだろうか？之については、かつてのベトナム（1975. 4. 30 統一）やドイツ（1990. 10. 3 統一）と同じように分裂国家 divided countries であるということを強調するよりも、1991 年 9 月 17 日の国連総会決議（143 カ国共同提案、議題番号 20、決議番号 46/1、コンセンサスで採択）によって韓国と共に国連に加入を認められたことに着目すべきであろう。之によって、朝鮮民主主義人民共和国は他の国連加盟国との間で、その多くが一般国際法上の原則を表明している国連憲章の適用を受ける関係に立ち、国連との関係に限定してではあるが相互に国家承認を与えたのと同様の関係が成立したことになる。尤も、外交関係の開設は 2 国間の具体的な合意（外交団の人数、外交使節団の長の階級、公館の取得などについて）

が必要であり、国連加盟国間に自動的に外交関係が開設されたり、その要求にこたえる義務が発生するわけではない。しかし、朝鮮民主主義人民共和国にしてみれば、主権平等原則（Charter of the United Nations, § 2 ①）に基づき韓国と対等の立場で朝鮮半島の統一を主張できる法的地位を得たことになり、経済的苦境に在って韓国による吸収合併を恐れる同国にとって大きなプラス要因として機能している。ただし、この命題も朝鮮民主主義人民共和国の国家としての存続を前提として成り立っていることに注意しなければならない。要するに、同国と日本とは国連加盟国として対等の関係にあり、それ以上でもそれ以下でもない。しかし、世界の 201 の国家のうち 191 カ国が国連に加入している現状では（2002 年 12 月現在）、国連加盟国たる地位はそのまま当該国の一般国際法上の対世効 erga omnes⁽⁹⁾を取得すると考えていい。つまり、国連憲章に示された一般国際法上の諸原則が日朝間の国交正常化交渉を規律するルールになりうるということである。

したがって、日朝平壤宣言（2002. 9. 17）は、国連加盟国間の合意であり、そのまま主権国家間の合意として国際法的性質を持つといえる。

（2）内容上の問題点

① 日朝平壤宣言前文で、“（日朝）両首脳は、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立する”（下線筆者）意図を表明している。この「懸案事項」は、日本外務省の『日朝平壤宣言』英文仮訳では“outstanding issues of concern”となっている。かつての社会主義国際法では社会主義諸国は同胞であって相互間に紛争は無く、懸案事項があるに過ぎない

(8) 国家承認の歴史上最初の事例は、1581 年に独立を宣言したオランダに対してスペインが 1648 年に行った承認であった。それ以来、国家承認は政治的行為として国家の裁量に属するものとして扱われ、国家承認は当然には外交関係の開設の意思を含まず、逆に、外交関係の終了は当然には国家承認の撤回を意味しないとの慣習国際法が成立した。See peter Malanczuk, AKEHURST 'S Modern Introduction to International Law (7th revised edition), Routledge, 1997, pp.83,86.

(9) この点をショー M. N. Shaw は視点を変えて次のように言っている。“暫定合意とは異なる承認国と未承認国の間の 2 国間条約の締結が承認を意味することは有り得る。しかし、相互に承認していない国の間での条約が多数存在しているので、個別に判断する必要がある。問題点を明確化するためにケース毎に事情を調べる必要がある” Malcolm N. Shaw, INTERNATIONAL LAW (3rd edition), Grotius, 1991, p.256. 彼のこの指摘は今回の日朝平壤宣言にそのまま当てはまるといえよう。その意味で、『人民日報』のインターネット版『人民網 renminwan』が「日朝首脳の熱い言葉：過

去を清算して未来を開く（朝日首脳“破冰之晤”：結束過去 開拓未来）」と題する 9 月 20 日の論説は日朝平壤宣言の性格を判断する上で好材料を提供している。

(10) 現ロシア連邦との間で日ソ共同宣言（1956 年 10 月 19 日署名、同年 12 月 12 日発効）が、韓国との間で日韓基本関係条約（1965 年 6 月 22 日署名、同年 12 月 18 日発効）が、中華人民共和国との間で日中共同声明（1972 年 9 月 29 日署名）がそれぞれ締結され、外交関係・領事関係開設の法的基礎となっている。

(11) 外交関係が開設されていないにもかかわらず、自国民損害賠償権放棄という第 2 次大戦の講和原則を承認するなど（第 2 項）、日朝平壤宣言は国交開設の前提となる実質的規定を含んでいる。日朝双方に“パスに乗り遅れるな”という国内事情があったわけであるが、国交正常化の手続段階でこのような実質的合意を行ったことは、どう看ても日本よりは北朝鮮側に有利な環境を生み出したように思える。国交正常化交渉のプロセスを日本は間違ったのではなからうか？ Cf. 原永『日朝首脳会談 誰は最大赢家』東方時報 2002. 9. 26.

といわれた。なぜなら、“社会主義の世界的システムは、新しい国際関係の高度のタイプのものであって、そこにおいては国際関係は平和共存の原則よりも、より高い原則、即ちプロレタリア国際主義の原則の上に打ち立てられている”(ソ連科学アカデミー編・高橋通敏訳『ソビエト国際法の基礎理論』有信堂刊1971, p.100)からである。このように紛争 dispute, conflict と懸案事項 outstanding issues of concern に対してははっきりと別異の認識を持つのが社会主義国際法の1つの特徴であったが、冷戦後の今日、日朝平壤宣言についてそのような理論的背景を強調する必要は無いであろう。むしろ、紛争という言葉を避けたのは、国交の無い日朝間においては紛争当事者と争点との確定を要素とする紛争⁽¹²⁾は法的にも事実上もその存在を認定しがたいからであろう。

② 日朝平壤宣言第1項は、“(日朝)双方は、この宣言に示された精神および基本原則に従い、国交正常化を早期に実現させるため、あらゆる努力を傾注することとし、そのために2002年10月中に日朝国交正常化交渉を再開する”(下線筆者)と宣言し、次回の日朝会談のテーマと日時を合意している。実体規定ではなく手続規定で合意を確認して対話・会談を継続する手法は、歴史的には相互に不信感を抱いている交渉当事者間で、或いは重大な国益が関係するデリケートな問題が議題となっているときに、よく用いられてきた。例えば、1960年に軍縮問題を専門に扱う国連外の国際機関としてジュネーブに設置された軍縮会議 Conference on Disarmament : CD⁽¹³⁾は、交渉中に次回会談への更なる交渉継続を確認・合意することがよくあった⁽¹⁴⁾。まさしく、日朝双方は軍事的にも緊張関係にある点で、ジュネーブ軍縮会議の参加国としての立場をそのまま国交正常化交渉に持ち込んだとも言えるわけであって、同会議で慣行として使われてきた“交渉の合意と締結の合意 pactum de negotiando … pactum de contrahendo”⁽¹⁵⁾の手法が日朝間でも利用されたと考えられる。その意味で、

日朝は相互に不信感のある“近くて遠い国”でありながら、そうした国家相互間の合意達成へのプロセスとして現時点で最も合理的な方法を選択したと評価できよう。別言すれば、日朝関係は既にジュネーブ軍縮会議の特別法的性格を部分的に帯びているともいえる。

③ 日朝平壤宣言第2項は日本側から“過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明”している。こうした謝罪の意の表明 apology は、国際法上、金銭賠償と共に、損害賠償のもう1つの方法とされている原状回復 restitution⁽¹⁶⁾の一手段として広く行われている。原状回復は法理的に法主体相互間で成立する概念であって、謝罪国にとっては自己の国際違法行為によって発生した国家責任を解除する法的措置であって被害国の法的地位の承認を前提とする行為である。“事実上の存在 de facto entity”に対する謝罪などという先例は筆者としては寡聞にして知らない。このような謝罪の意の表明は、日ソ共同宣言(1956. 10. 19署名, 1956. 12. 12発効)や日韓基本条約(1965. 6. 22署名, 1965. 12. 18発効)には含まれていないが、日中共同声明(1972. 9. 29署名)には“日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する”との1節が入っている。まさに日中間では、今次の日朝間と同じく、日本の謝罪が国交正常化の前提とされていたのである。日中間ではこの日中共同声明が講和条約の地位を認められており、明示的にも黙示的にも国家承認の手続は不要で、謝罪の前提となる日本による北京政府に対する政府承認の意が表明されていた(1952年の日華平和条約の失効を意味する)。之に対して、朝鮮民主主義人民共和国はその置かれている国際法上の地位は複雑ではあるものの、既に国連加盟を果たし、2002年12月現在で157カ国と国交を樹立している以上、国際社会のメンバーという意味で国際法主体であることは否定

(12) 紛争 disputes のうち武力衝突にまで発展したものを特に紛争 conflicts と称することは周知のとおりである。その意味では、不審船撃沈事件(2001. 12. 22)も正式の外交関係のある国家間では紛争 conflict として処理されるはずであったといえよう。国家と国民の平和と安全を確保するためにはやはり紛争の平和的处理 peaceful settlement の前提となる外交関係の開設が不可欠であり、今次の日朝平壤宣言採択の日本側の動機の一部になっていた。Cf. 拙稿「国籍不明船舶撃沈事件(2001. 12. 22)と国際法」金沢星稜大学論集第36巻第1号 pp.1～7。

(13) 国連が関係している軍縮機関は2つある。1つは、国連軍縮委員会 united Nations Disarmament Commission : UNDC (1952年の国連総会決議 GAR502 VIで設置された軍縮委員会を前身として、1978年の国連軍縮特別総会決議で設

置された国連全加盟国で構成される委員会である。しかし、条約作成権限はなく単に審議・勧告を目的とする総会の補助機関であって見るべき成果を挙げていない)であり、他の1つが国連外の機関として1960年にジュネーブに設置された軍縮会議 Conference on Disarmament : CD (1960年の10カ国軍縮委員会から幾度か加盟国を増やし名称も変更して今日に至っている。現在、人事面で国連と連携しており、2002年12月現在の加盟国数は66カ国)である。主要な軍縮条約の成立に成果を挙げているのは後者である。See, <http://www.unog.ch/disarm/>

(14) ジュネーブ軍縮交渉のプロセスや合意達成のテクニックについては次を見よ。Jost Delbryck, Voelkerrecht und Kriegsverhytung, Duncker & Humblot, 1978, ss. 213～233。

しえず、法理的に国家承認手続を不要とする前提で日朝国交正常化交渉が進められていると断言する（17）。まさしく、「国家承認は、その数と質によって国家の存在が確認されるという意味において、国際法主体を固定する法制度である。国家承認の数と質は国家存在の証拠となる」（18）といえよう。

④ 日朝平壤宣言第2項第2文は、“双方は、日本側が

朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力・・・等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施されることが、この宣言の精神に合致するとの基本認識の下、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした”という。これは戦前の植民地支配（1905～10保護関係、

(15) “ここで更に言及すべきは、将来の条約締結を目指して更に交渉を続ける根拠となる当事国間の共同文書である。こうした文書の存在は軍備管理の分野に固有の現象ではない。しかし、しばしば軍備管理の分野で予約という古典的テクニック、即ち交渉の合意や場合によっては締結の合意といったテクニックが必要になる。そして、一連の軍備管理諸条約ではいっそうの軍備管理や軍縮措置を推進するための交渉義務が規定されているのである。例えば、NPT（§ VI）では核軍縮のため、海底非核化条約（§ V）では海底の一層の軍縮を推進するため、生物兵器禁止条約（§ IX）では化学兵器軍縮を推進するため、そしてSALT 1やABMや中距離兵器協定では戦略攻撃兵器を制限するために交渉義務規定がおかれている。法的に問題となるのは、将来の交渉、特に将来の条約締結のための当事国間の共同プログラム宣言である。軍備管理以外の分野に例を探すと、インド＝パキスタン間の関係正常化のための1974年のキャンプ＝デービッド合意や、第2次大戦の講和条約の一連の作業文書を挙げることができる。高次元政治とはいえないまでも国際水路法のような重要分野でも、条約形式によらない事前の合意によって、試験的に国際的規制が行われている。Ein weiteres hier zu erwahnen-des Phaenomen sind gemeinsame Dokumente der Konsensildung zwischen des Parteien, die die Grundlage fyr weiteres Verhalten, insbesondere fyr spaetere Vertragsschlysse bilden. Auch dieses phaenomen ist keine spezialtaet des arms control. Heufig wird in diesem breich die klassische Technik des Vorvertrags, des pactum de negotiando, unter Umstaenden auch des pactum de contrahendo gebraucht. So finden wir in einer Reihe von Rystungsbeherrschungsvertraegen Verhandlungspflichten fyr weitere Rystungsbeherrschungs – oder Abrüstungsmassnahmen, so im NPT (Art. VI) eine Verhandlungspflicht zur nuklearen Abrüstung, im Meeresbodenvertrag (Art. V) fyr weitere Abrüstungsmassnahmen im Meeresbodenbereich, im B – Waffenvertrag (Art. IX) C – Waffenabrüstung, im SALT 1 – ABM – und Interimabkommen fyr Massnahmen zur Begrenzung strategischer Offensivwaffen. Rechtlich problematischer sind gemeinsame programmatische Erklärungen der Parteien yber ihr zukünftiges Verhalten, insesondere yber den zukünftigen Abschluss von Verträgen. Als Beispiele ausserhalb der Rüstungsbeherrschung seien hier die Abmachungen von Camp David das gemeinsame Kommuniqué zwischen Indien und Pakistan yber die Normalisierung der Beziehungen von 1974 und eine Reihe von Dokumenten zur Vorbereitung der Friedensregelungen nach dem II. Weltkrieg genannt. Auch in weniger hochpolitischen,

aber dennoch schwierigen Bereichen kennen wir solche nicht in Vertragsform gegossenen Voreinigungen, die zum Teil auch versuchsweise eine internationale Regelung treffen, so im internationalen Wasserrecht.” ibid., ss. 229～230. この1節は、日朝平壤宣言の法的性質を考察する際、きわめて示唆に富んでいるといえる。ひょっとしたら、国際社会は「中央アジアの印パ」を観る目と同じ目で、つまり国際社会の厄介者として「北東アジアの日朝」を観ているのかもしれない。

(16) ローマ市民法 *Jus Civile* の時代から損害賠償の方法として金銭賠償と原状回復の2つが認められ、原状回復が主たる地位を占め、金銭賠償は副次的地位を占めるに過ぎなかった。今日、大陸法を継受した日本その他の国家は金銭賠償を主たる地位におき原状回復を従たる地位においている。しかし、国際法の分野では国家の違法行為ないし不法行為に基づく損害賠償の方法としては、ローマ市民法時代と変わらず原状回復 *restitution* が従たる地位を占め、金銭賠償は従たる地位を占めている。国際法上の原状回復の措置としては、(1) 遺憾または謝罪の意の表明 (2) 被害国国旗に対する敬礼 (3) 責任者の処罰 (4) 将来の保証などがよく執られている。ところで、日朝首脳会談で金正日は拉致問題については責任者の処罰を行ったことを明らかにし、不審船問題については将来の保証を行ったと理解される。この点につき、宣言発表直後の小泉首相の記者会見の内容を見よ。また、その政治的意味・影響について次を見よ。池 東旭「金正日政権の終わりの始まり」2002. 10. 29世界週報 pp.30～32.

(17) これはいわば、国際法の正門を回避して裏門を通して国交正常化という国際法上の成果を得ようとするものであって、良く言えば国際法の奥の深さ、悪く言えば国際法の柔軟性もしくは便宜性を如実に示すものである。デルブリュック *Delbryck* は、こうした諸国家の実行を“裏口を使った合法化措置 *Verrechtlichung durch die Hintertyr*” (ibid., p.249) と呼んでいる。彼は言う：「私はかつて法技術にのめりこむことの危険を指摘したことがある。非法律的規範の機能的有効性が直接、法的制裁を根拠付けなければならない、こうした謂わば“裏口を使った合法化措置”によって非法律的規範の機能メカニズムが人為的に廃棄される危険性が除去されているのである Ich habe einmal in anderem Zusammenhang vor dem juristischen Goldfingereffekt gewarnt. Die Funktionalitaet nichtrechtlicher Normen ist gerade, mitterbar rechtlichen Sanktionen unterliegen sollen, dass mit anderen Worten eine “Verrechtlichung durch die Hintertyr” die Gefahr birgt, dass man den Funktionsmechanismus solcher nichtrechtlichen Normen ausser Kraft setzt.」, op. cit.

(18) 芹田健太郎「国家承認制度の再検討」国際法外交雑誌第94巻第2号（1995年6月）p.28.

1910～45日韓併合時代)に対する政治的・道徳的責任を経済協力という将来思考の行政的見地に立って果たそうという趣旨である。法的責任に対応する損害賠償方式をとらなかったのは、過去よりも将来に目を向ける外交の本質が出たからでもあろう。日韓基本条約には同様の条項は無いが、すでにこの趣旨に立脚した経済協力が行われた経緯がある。因みに、日本による朝鮮民主主義人民共和国に対する経済協力の総額は数兆円規模になると予想され、後者の経済発展にとって不可欠の要因になるはずである⁽¹⁹⁾。

⑤ 日朝平壤宣言第2項第3文は、“双方は、国交正常化を実現するに当たっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国およびその国民のすべての財産および請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした”としている。これは、戦前の日本による植民地支配の期間に第2次大戦の講和原則を準用するものであって、本宣言が実体的内容を持つ政治文書であることが明確になっている。したがって、「第1項で日朝国交正常化交渉義務を定めているので本宣言はプログラム宣言ないし非法的文書ではないか？」との疑念⁽²⁰⁾はここで完全に払拭されことになる。

第1項の交渉義務は実体的義務⁽²¹⁾として日朝双方によって認識されていることがわかる。

⑥ 日朝平壤宣言第2項第4文は、“双方は、在日朝鮮人の地位に関する問題および文化財の問題については、国交正常化交渉において誠実に協議する”ことを約束している。これも交渉内容を定めた実体規定であるが、“在日朝鮮人の地位”とは彼らの日本法の下での権利・義務であり人権の問題である。また、“文化財の問題”とは朝鮮民族のアイデンティティの保護の問題である。個人の権利の実現がその所属する民族のアイデンティティを前提としている以上、“在日朝鮮人の地位に関する問題および文化財の問題”とは、在日朝鮮人の一般的な人権保障の問題といていい⁽²²⁾。在留外国人の地位については国交正常化後、通商航海条約と呼ばれるカテゴリーの条約を締結して合意の上で決めるのが普通であるが、在日外国人約150万人のうち在日朝鮮人は62.5万人(2002年6月現在、ただし在日韓国人を含む)⁽²³⁾と最大割合を占め、歴史的にも日本との関係が深いことを考慮して特例措置を講ずることを約束したものといえよう⁽²⁴⁾。

⑦ 日朝平壤宣言第3項は、“双方は、国際法を遵守し、

(19) 朝鮮民主主義人民共和国の2001年度予算は、歳入・歳出とも215億7,080万ウォンで、歳入は前年決算比3.2%増、歳出は同2.9%増で経済が回復基調にあることが示された。しかし、予算規模は依然1982年水準にも達しておらず厳しい状況が続いている。又、2001年度の経済規模(名目GNI)は157億ドル(韓国銀行推計)である。予算規模は富山県と石川県の県予算を合算した額にはほぼ等しい。国民総生産は日本(4兆7,000億ドル・・・2000年度)のほぼ1/300である。世界年鑑(2002年度版)(共同通信社刊)pp.134, 152～6. 読売年鑑(2002年度版)(読売新聞社刊)pp.524～5. See also URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/data.html

(20) 明示の国家承認をしていない国家間で首脳が訪問してこうした政治的重要性を持った実体的合意を結んだことを以って黙示に国家承認があったと考えるのが従来の国際法理論であった。日朝間にこれを覆す特殊な事情があると考えれば、話は別である。いずれにしても、日朝平壤宣言は、交渉義務を定めた単なるプログラム宣言ないし非法的文書ではなく、法的文書として成立していることは脚注(17)で指摘したとおりである。文書の法的性格は文書みずから脱退や効力停止条項を措いていれば明らかであるが(“O diese Bindungswirkung im gegebenen Fall vorliegt, haengt allerdings von den jeweiligen Umstaenden ab. Ein wesentlicher Unterschied zwischen rechtsverbindlichen und unverbindlichen Instrumenten besteht natyrllich darin, dass nur ei der Verletzung von verbindlichen Rechtsakten die Moeglichkeit einer Suspension oder Kyndigung von Rechten gegeben ist.” Delbryck, *ibid.*, p.248), 日朝平壤宣言の法的文書としての性格は、署名者の国家機関としてのランク(慣習国際法で外務大臣・首相・元首は全権委任状を携行せずとも外国におい

て外交交渉し条約に署名する権限を認められている)と文書の内容の重大性に基づいて、つまり主観・客観両面において法的性格が演繹されなければならない。

(21) 法規の分類方法として実体法 substantive law と手続法 procedural law という分類方法がある。手続法的性格の条項が重大な政治的意味を帯び当該手続を執ること自体が独自の制度的意味を有するとき、当該条項は実体規定に変質している。例えば、新日米安全保障条約 Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America (subscribed 1960. 1. 19, entering into force 1960. 6. 23) § 4 後半に基づく事前協議 prior consultation は手続法規が実体法規に転化した典型的な事例である。Cf. 拙著『宇宙開発の国際法構造』信山社刊1995, pp.111～3.

(22) 現状における朝鮮民族のアイデンティティは5,000年の民族の歴史に基づく民族統一の願望に集約的に観察される。しかし、それは人権の国際標準に合致していなければ国際社会で承認されることはないであろう。その意味で、人権の新しいガイドラインになっている『発展の権利 Right to Development』に適合することがアイデンティティ保護の前提であり実体になるといっていい。1986年12月4日に国連総会が採択した“発展の権利に関する宣言 Declaration on the Right to Development”(GAR41-128)については拙著『新国際法体系論』信山社刊 pp.392～3を見よ。Cf. 高・鄭共編『朝鮮史年表(第2版)』雄山閣刊1981。萩野芳夫著『判例研究・外国人の人権』明石書店刊1996。

(23) See URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/data.html

(24) 特定の国家との特殊な関係に基づいて付与される待遇は最恵国待遇の適用を受けないのが原則であり、他の国家の国民に当然にその効果が及ぶわけではない。

互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認した。また、日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題については、朝鮮民主主義人民共和国側は、日朝が不正常な関係にある中で生じたこのような遺憾な問題が今後再び生じることがないよう適切な措置をとる”との意思を表明している。ここに“互いの安全を脅かす行動”とは特に不審船の問題をさしていると解されるが、日朝の両首脳の会談後の記者会見で小泉首相も“私より不審船事件が繰り返されてはならないと発言し、金正日委員長はこれは軍部の一部が行ったものと思われ、今後更に調査をしたい。このような問題が一切生じないよう適切な措置をとる旨発言をされました”⁽²⁵⁾と述べている。また、“日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題”とは、いわゆる拉致事件を指していると解される。この点につき、同じ記者会見で小泉首相は、“拉致問題は、国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、今般、拉致の疑いのある事案に関する情報が提供されましたが、金正日委員長に対し強く抗議しました。どう委員長は、過去に北朝鮮の関係者が行ったことを率直に認め、遺憾なことでありお詫びすると述べました。今後2度とこのような事案が発生しないようにすると述べました。早急にご家族との再会や、本人の意思による帰国を実現させたい”⁽²⁶⁾と述べて、確認している。この記者会見によって、日朝首脳会談という事実行為の段階で北朝鮮側が相当な譲歩をしたことが明らかにされたわけである。

しかし、日朝平壤宣言第3項の本旨はその冒頭の“双方は、国際法を遵守”⁽²⁷⁾するとの文言に込められている。即ち、日朝双方は、相互の関係において国際法の適用を受ける国際法主体として行動することを再確認しているのである。正式の外交関係が開設されていない両国間において

も、少なくとも慣習国際法の一般原則や双方が当事国となっている国際機関の基本文書が拘束力を有することを確認したものである⁽²⁶⁾。他方、伝統的な国際法理論は、国家承認によって始めて被承認国は承認付与国との関係で一般国際法上の権利・義務の享有主体になると説いていたのであるから、“双方は、国際法を遵守”の文言によって、日朝関係が朝鮮民主主義人民共和国の国連加盟以来、すでに“事実上の承認 de facto recognition”の関係にあることも示唆されていると言える。

⑧ 日朝平壤宣言第4項第1文は、“双方は、北東アジア地域の平和と安定を維持、強化するため、互いに協力していくことを確認”している。ここに謂う“北東アジア地域 North East Asia”とは漢字文化圏を意味する“東アジア East Asia”⁽²⁸⁾より狭く、朝鮮半島の2カ国と日本を指していると考えていい。そのために、“双方は、この地域の関係各国の間に、相互の信頼に基づく協力関係が構築されることの重要性を確認すると共に、この地域の関係国間の関係が正常化されるにつれ、地域の信頼醸成を図るための枠組を整備していくことが重要であるとの認識”（同項第2文）を表明している。実際、この趣旨に則り、日朝平壤宣言採択の100日後、2002年12月28日に、正常な外交関係がない韓国と朝鮮民主主義人民共和国との間で海運協力のための実務行政協定が署名され⁽²⁹⁾、両国間の信頼醸成措置は着実に実行に移されている。

⑨ 日朝平壤宣言第4項第3～4文は、“双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。また、双方は、核問題およびミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性

(25) http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/n_korea_02/summary.html

(26) Ibid.

(27) 日本の外務省が公表した日朝平壤宣言の仮英訳では、“comply with international law”となっている。“comply with”は“observe”と同義である。【参考資料Ⅱ】を見よ。因みに、「遵守」とは「誠実な履行」を意味するが、英米法の伝統を考えると、履行の対象たる規範の内容が適正であることをも要求する概念である。

(28) 拙稿「21世紀の東アジアの夢」石川県民大学校講演記録（URL：<http://www.kiwinet.seiryo-u.ac.jp/inahara/promisingcourseoftheeastasiainthe21century.html>）参照。しかし、次のような批判があるので紹介しておく：“最近一部の研究者やジャーナリストには東北アジアを北東アジアと呼ぶ用法も見られるが、これは英語の「Northeast Asia」の直訳で、日本語として定着している「東南アジア」との対概念としても疑問である。中国や韓国を「北東アジア」というのであれば、外務省のようにタイヤインドネシアなどを「南東アジア」と呼ぶべきであろう。こうした用語法に

も・・・日本の研究者・実務者の無意識の欧米追随主義があらわれている（日本語としての整合性や美しさを無視して、英語をそのまま翻訳して用いて怪しまない）ことを見逃してはならない”大沼保昭『人権、国家、文明』筑摩書房刊1999, p.12. 大沼教授のご教示には感謝するが、今次の日朝平壤宣言日本語正文が「北東アジア」と表現していることについては、同教授の立場に立てば「けしからん」ということになるのであろう。しかし、今次の宣言は日本語とハングルが正文であり、外務省自体が「北東アジア地域」の仮英訳語として「North East Asia」を使用しているのである。もっとも、ハングル正文では「トンブクアジア（東北アジア）」となっており、皮肉にも朝鮮民主主義人民共和国側が大沼教授の説に沿った表記をしている。いずれにしても、日本語で「北東アジア」とか「東北アジア」とか言ってみたところで、どれほどの違いが有るであろうか？むしろこの地域の名称の適・不適や自然地理的範囲を論ずるよりも、法的または人文地理的本質の把握に努めたほうが有益ではなかろうか。日朝平壤宣言のハングル正文については【参考資料Ⅰ】を見よ。

を確認した。朝鮮民主主義人民共和国側は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明した”と言う。ここに所謂“核問題の・・・関連するすべての国際的合意”には、日朝が共に当事者となっている国際合意だけでなく、日朝が個別に第3者と結んでいる国際合意も含まれる。即ち、米朝枠組合意（1994. 10. 21署名）、朝鮮半島エネルギー開発機構設立（KEDO）に関する日米間協定（1995. 3. 9署名・発効）、部分的核実験禁止条約（1963. 8. 14署名、1963. 10. 10発効、日韓加入、DPRK未加入）、核不拡散条約NPT（1968. 7. 1署名、1970. 3. 5発効、日本は1976年加入、DPRKは1985年加入）、IAEA保障措置協定（NPTに基づき日朝韓それぞれがIAEAと締結）、国際原子力機関憲章（1956. 10. 26署名、1957. 7. 29発効、日韓加盟、DPRK未加入）、朝鮮半島の非核化に関する南北朝鮮の共同宣言（1992. 1. 20ソウルと平壤で同時署名、1992. 2. 19発効）などがそれに該当する。いかなる条約であれ、当事国は当該条約上の義務を履行すべき条約上の義務と、慣習国際法上の一般的な条約遵守義務を負っている。ここで敢えて、“核問題の・・・関連するすべての国際的合意を遵守することを確認”しているのには、特別な意味がある。即ち、ここで特に注意しなければならないのは、日朝共に当事国となっている核不拡散条約Treaty on the Non - Proliferation of Nuclear Weapons：NPTである。日朝間には正式の外交関係がないのであるから、条約法理論に従えばNPTは日朝間では発効しないはずである。しかし、NPTも日朝間で“遵守する”（日朝平壤宣言第4項第3文）ことが合意されたのであって、相互に当事国の地位を主張できることになったと解しなければならない。

それが条約理論の根底に横たわる禁反言 Estoppel や黙認 Acquiescence の法理または信義則 Prinzip von Vertrauen の要求するところである⁽³⁰⁾。

⑩ 日朝平壤宣言第4項第5文は、“朝鮮民主主義人民共和国側は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明した”と言う。DPRKには日本を射程に収めたノドン＝ミサイルがすでに配備されており、日本としてはその廃棄を要求しているが⁽³¹⁾、当面、実行可能な発射実験の中止の延長を約束させたのである。この合意は対世効 erga omnes を持つと視るべきであって、「日本には約束したがほかの国には約束していない」との口実で発射実験を再開することは許されない。

【Ⅲ】結 語

以上、日朝平壤宣言（2002. 9. 17）について国際法上の分析を試みたのであるが、そこには1つの前提があった。それは、国家をすべて主権国家として平等に捕らえる伝統的国際法観である。しかし、1990年代に冷戦が崩壊しアメリカの軍事的一極支配が定着するにつれ、従来の国際法学が予想しなかった潮流が生じているのである。それはアメリカの国益やアメリカ型民主主義の理念に反する独裁国家を実力で、つまり従来の国際法原則を無視してでも排除しようとするアメリカ（より正確には言えば、アメリカ及びその同盟諸国つまりNATO諸国や日韓）の行動である。独裁体制が人権抑圧型国内政治と同義で理解され、国際平和に対する脅威を構成すると理解されていることは第2次大戦後の国連の実行からも理解される。しかし、1990年代にユーゴ内戦が勃発するや、アメリカ及びその同盟国は

(29) 2002年12月29日付の人民网は次のように伝えている。
“新華網平壤12月28日電（記者 宮一棟） 朝鮮与韓国海運合作工作接洽第二次會議28日在平壤結束為期4天的會談，雙方在會談期間討論了在海運領域加強合作適有關問題，并簽署了有關北南海運合作的協議書。這份協議書的內容包括：對船隻，船員，乘客的定義，協議書的適用範圍，雙方在指定港口之間來往時需履行的手續和細則，以及為開往雙方港口的船隻開辟航道，確保乘客和貨物的順利運輸。協議書還包括加強海運合作的有關措施，其中包括平等對待雙方船隻，在發生海難時相互救助，在海運當局之間建立通訊網絡，組建并運營一個海運合作組織，相互交流信息和技術等。雙方還決定2003年3月舉行第3次工作接洽。朝韓關于海運合作的工作接洽是根据雙方11月9日在平壤舉行的朝韓經濟合作促進委員會第3次會議所達成的協議進行的。” [http://www. people. com. cn/GB/guojj/20021229/897845. html](http://www.people.com.cn/GB/guojj/20021229/897845.html)

(30) “ボーテによれば、法的拘束力のある協定と単なる共同原則宣言との共通性はそれらが共に将来の交渉を予定している点にある。私が重要だと思うのは、元来拘束力のない共同原則宣言も当事国の信頼を保護する必要性に基づいて成立して

いるのであって、場合によっては禁反言や黙認の法理を援用して事実上の拘束力を認めてもいいということである。Herr Bothe hat betont, dass die Gemeinsamkeit zwischen verbindlichen Vereinbarungen und gemeinsamen Prinzipienklausuren darin besteht, dass sie Verhaltenserwartungen erwecken. Wichtig scheint mir dabei zu sein, dass auch die an sich unverbindlichen gemeinsamen Prinzipienklausuren Vertrauensschutz situationen begründen koennen, die yer die Instrumente des Estoppel oder Acquiescence unter Umstaenden mittelbar zu einer faktischen Bindungswirkung fuhren koennen.” Delbryck, *ibid.*, p.248.

(31) 2002年10月29～30日にクアラルンプールで日朝国交正常化交渉第12回本会談が実施され（日本側代表は鈴木勝也交渉担当大使、DPRK側代表は鄭泰和大使）、日本側から具体的な善処を求めた。見よ、外務省『日朝国交正常化交渉第12回本会談（評価と概要）』（[http://www. mofa. go. jp/mofaj/area/n_korea/abd/nego12_gh. html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/nego12_gh.html)）

国連の枠外で独裁者の排除のため軍事力の行使（1999. 3. 24～6. 10）に踏み切った。これは、国際関係論的には「アメリカの平和 Pax Americana」の維持を狙った国際社会の新たな潮流であった。そこには、独裁制は国際関係を不安定化させ、「アメリカの平和 Pax Americana」に対する脅威を構成するとのアメリカ及び同盟諸国家の認識がある。そして、“独裁者は信用することはできず、彼を打倒するためであれば彼との合意はいつ反故にしてもかまわない。独裁者は人権侵害者であって、信義則や禁反言などの法の保護を受ける資格はもともとないのだ”との意識がアメリカ及びその同盟国に充滿しているように思われる。まさしくそういう国際法の新潮流の中でユーゴのミロシェビッチ Slobodan Milosevic（1941. 8. 20～）は政権を追われたのであったし⁽³²⁾、今又、イラクのフセイン Saddam Hussein（1937. 4. 28～）も2003年1月現在アメリカの軍事力行使によって政権の座を追われようとしている。そして、DPRKの金正日（1942. 2. 16～）もその標的に上がっていることは衆目の一致するところである。特に、米朝枠組合意（1994. 10. 21署名）で約束されているDPRKへの重油の提供を朝鮮半島エネルギー開発機構 KEDOが2002年12月に停止したこと、そして同月12日、DPRKが電力生産に必要な各施設の稼働・建設の即時再開を発表し、同月31日、IAEA職員2名を国外退去処分にしたことは、不自然な事態の展開であり、DPRKに対するアメリカの長期的・戦略的な封じ込め政策 Containment Policyが現れたと観てよさそうである。

日本がアメリカの世界戦略の中に組み込まれていることを考えると、今次の日朝平壤宣言もアメリカの同盟国たる日本がもともと遵守する意思もなく、金正日の独裁体制の崩壊を導く偽網の一手段として署名したものかもしれない。また、北朝鮮もそれを承知で署名したかもしれない。そうすると、日朝平壤宣言は、謂わば「サギとカラスの化かし合いの産物」ということになって、まじめに国際法上の分析を試みることなどばかばかしくなってしまう。しかも、そうした新たな国際法潮流の下での日朝平壤宣言を分析するとなると、国際法理論だけでは説明しきれない部分があり、政治・哲学・文明論の力まで借りなければならなくなってしまう。本稿はあくまで日朝平壤宣言の国際法上の意義を論じたものであることを確認して国際法の一学徒としての筆を擱きたいと思う。

最後に、『東方時報』など中国語新聞をいつも届けて私の研究の手助けをしてくださっている金沢星稜大学第1図

書館の買手屋恵女史と、論集刊行のお世話をしてくださっている同大学経済学会の池端紀子女史に、この場を借りて謝意を表したい。

《References》

1. Tuneo Akaha (ed.), *The Future of North Korea (Politics in Asia)*, Routledge, 2001,
2. Kim et al (eds.), *North Korea and Northeast Asia (Asia in the World)*, Rowman & Littlefield, 2002.
3. U. S. Foreign Policy Toward North Korea, Council on Foreign Relations, USA, 2000.
4. Kim (ed.), *The North Korean System in the Post – Cold War Era*, Palgrave, 2001.
5. Hy – Sang Lee, *North Korea : A strange socialist fortress*, Preger, 2000.
6. Eric Yong – Joong Lee, *Legal Issues of Inter – Korean Economic Cooperation under the Armistice System*, Kluwer, 2002.
7. Ian Jeffries, *Economies in Transition : A guide to China, Cuba, Mongolia, North Korea and Vietnam at the turn of the 21st century*, Routledge, 2001.
8. M. Jacobsen and O. Bruun (eds.), *Human Rights and Asian Values*, Curzon Press, 1999.
9. D. M. Snow, *When America Fights : The uses of U. S. Military Force*, Congressional Quarterly, USA, 2000.
10. Erik Cornell, *North Korea under Communism*, Curzon Press, 2002.

(32) NATO諸国がユーゴとの合意を反故にして空爆にいたるプロセスを論じたものとして以下を見よ。K. J. Holsti, *Dealing with dictators : Westphalian and American strategies*,

International Relations of the Asia – Pacific, Oxford, 2001, pp.51～65. 拙稿「NATO軍によるユーゴ空爆と国際法」金沢経済大学論集第33巻第3号 pp.55～73.

[조일평양선언발표]

1. 쌍방은 이 선언에서 제시된 정신과 기본원칙에 따라 국교정상화를 빠른 시일 안에 실현시키기 위하여 모든 노력을 기울이기로 하였으며 이를 위하여 2002년 10월중에 조일국교정상화회담을 재개하기로 하였다.
2. 일본측은 과거 식민지배로 인하여 조선인민에게 다대한 손해와 고통을 준 역사적사실을 경허하게 받아 들이며 통절한 반성과 마음속으로부터의 사죄의 뜻을 표명하였다.
3. 쌍방은 국제법을 준수하며 서로의 안전을 위협하는 행동을 하지 않는다는 것을 확인하였다. 또한 일본국민의 생명 및 안전과 관련된 현안문제에 대하여 조선민주주의인민공화국측은 조일 두 나라의 비정상적인 관계속에서 발생한 이러한 유감스러운 문제가 앞으로 다시 발생하지 않도록 적절한 조치를 취할 것을 확인하였다.
4. 쌍방은 동북아시아지역의 평화와 안정을 유지강화하기 위하여 호상 협력해 나갈것을 확인하였다.
 쌍방은 이 지역의 유관국들사이에 호상 신뢰에 기초하는 협력관계구축의 중요성을 확인하며 이 지역의 유관국들사이의 관계가 정상화되는데 따라 지역의 신뢰조성을 도모하기 위한 틀거리를 정비해 나가는것이 중요하다는데 대하여 인식을 같이 하였다.
 조선민주주의인민공화국측은 이 선언의 정신에 따라 미싸일발사의 보류를 2003년이후 더 연장할 의향을 표명하였다.
 쌍방은 안전보장과 관련한 문제에 대하여 협의해 나가기로 하였다.

「朝日平壤宣言」

1. 双方は、この宣言に示された精神及び基本原則に従い、国交正常化を早期に実現させるため、あらゆる努力を傾注することとし、そのために2002年10月中に日朝国交正常化交渉を再開することとした。
2. 日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した。
3. 双方は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認した。また、日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題については、朝鮮民主主義人民共和国側は、日朝が不正常な関係にある中で生じたこのような遺憾な問題が今後再び生じることがないように適切な措置をとることを確認した。
4. 双方は、北東アジア地域の平和と安定を維持、強化するため、互いに協力していくことを確認した。
 双方は、この地域の関係各国の間に、相互の信頼に基づく協力関係が構築されることの重要性を確認するとともに、この地域の関係国間の関係が正常化されるにつれ、地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備していくことが重要であるとの認識を一にした。
 朝鮮民主主義人民共和国は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明した。
 双方は、安全保障にかかわる問題について協議を行っていくこととした。

【参考資料Ⅰ 一日朝平壤宣言・日朝正文対照】

出典 http://www.dprkorea.com/dprkoea_k_2/index.html

Japan-DPRK Pyongyang Declaration

The Ministry of Foreign Affairs of Japan

(Provisional Translation)

Japan-DPRK Pyongyang Declaration

Japanese Prime Minister Junichiro Koizumi and Chairman Kim Jong-II of the DPRK National Defense Commission met and had talks in Pyongyang on September 17, 2002.

Both leaders confirmed the shared recognition that establishing a fruitful political, economic and cultural relationship between Japan and the DPRK through the settlement of unfortunate past between them and the outstanding issues of concern would be consistent with the fundamental interests of both sides, and would greatly contribute to the peace and stability of the region.

1. Both sides determined that, pursuant to the spirit and basic principles laid out in this Declaration, they would make every possible effort for an early normalization of the relations, and decided that they would resume the Japan DPRK normalization talks in October 2002.

Both sides expressed their strong determination that they would sincerely tackle outstanding problems between Japan and the DPRK based upon their mutual trust in the course of achieving the normalization.

2. The Japanese side regards, in a spirit of humility, the facts of history that Japan caused tremendous damage and suffering to the people of Korea through its colonial rule in the past, and expressed deep remorse and heartfelt apology.

Both sides shared the recognition that, providing economic co-operation after the normalization by the Japanese side to the DPRK side, including grant aids, long-term loans with low interest rates and such assistances as humanitarian assistance through international organizations, over a period of time deemed appropriate by both sides, and providing other loans and credits by such financial institutions as the Japan Bank for International Co-operation with a view to supporting private economic activities, would be consistent with the spirit of this Declaration, and decided that they would sincerely discuss the specific scales and contents of the economic co-operation in the normalization talks.

Both sides, pursuant to the basic principle that when the bilateral relationship is normalized both Japan and the DPRK would mutually waive all their property and claims and those of their nationals that had arisen from causes which occurred before August 15, 1945, decided that they would discuss this issue of property and claims concretely in the normalization talks.

Both sides decided that they would sincerely discuss the issue of the status of Korean residents in Japan and the issue of cultural property.

3. Both sides confirmed that they would comply with international law and would not commit conducts threatening the security of the other side. With respect to the outstanding issues of concern related to the lives and security of Japanese nationals, the DPRK side confirmed that it would take appropriate measures so that these regrettable incidents, that took place under the abnormal bilateral relationship, would never happen in the future.

4. Both sides confirmed that they would co-operate with each other in order to maintain and strengthen the peace and stability of North East Asia. Both sides confirmed the importance of establishing co-operative relationships based upon mutual trust among countries concerned in this region and shared the recognition that it is important to have a framework in place in order for these regional countries to promote confidence-building, as the relationships among these countries are normalized.

Both sides confirmed that for an overall resolution of the nuclear issues on the Korean Peninsula, they would comply with all related international agreements. Both sides also confirmed the necessity of resolving security problems including nuclear and missile issues by promoting dialogues among countries concerned.

The DPRK side expressed its intention that, pursuant to the spirit of this Declaration, it would further maintain the moratorium on missile launching in and after 2003.

Both sides decided that they would discuss issues relating to security.

Prime Minister of Japan Junichiro Koizumi

Chairman of the DPRK National Defense Commission Kim Jong-II

September 17, 2002
Pyongyang

【参考資料Ⅱ —日朝平壤宣言・仮英訳文—】

出典 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/n_korea/pmv0209/pyongyang.html

